

小笠原ヨットレース2025

帆走指示書 (Sailing Instructions)

本帆走指示書 (Sailing Instructions) の略語表記の意味

[NP]: その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは RRS60 を変更している。

1. 適用規則

1.1 「セーリング競技規則 2025-2028」(以下 RRS) に定義された規則。

- ① 日没から日の出までの間は RRS 第 2 章に代わって、海上衝突予防法を適用する。

レース期間の公式の日没および日の出の時刻は、以下とする。

日没時刻：18 時 00 分

日の出時刻：05 時 30 分

- ② セットされていないセール移動はライフラインの内であれば許可される。
(RRS51 の変更)

1.2 公示と帆走指示書に矛盾が生じた場合、帆走指示書が優先される。

2. 帆走指示書の変更

2.1 帆走指示書の変更は、それが発行する当日の 09:00 までオンライン公式掲示板に掲載する。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 20:00 までに掲載される。

2.2 スタート海面の海上からの帆走指示書の変更は、L 旗を揚げたレース運営艇から各艇に口頭で行われることがある。

3. 選手とのコミュニケーション

3.1 競技者への通告はオンライン公式掲示板に掲載される。

3.2 (a) ロールコールは、別途定める通信規程に沿って行う。

(b) スタート海面、フィニッシュ海面では、レース運営艇との通信に VHF を使うことができる。

3.3 陸上で発せられる信号

レース運営に関する信号は陸上では発しない。

4. 行動規範

4.1 [NP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

4.2 [NP] 競技者および支援者は、主催団体によって提供された「JOSA フラッグ他」を、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく実行しなければならない。

掲揚の期間と装着位置はインスペクションまたは艇長会議で説明する。

5. レース日程

4月24日(木)～25(金) インスペクション・トラッキング設備設置および動作確認
(於小網代ヨットクラブ・クラブハウス)

4月25日(金)	13:30	～	14:00	艇長会議
4月25日(金)	14:00	～	14:30	安全講習会
4月25日(金)	15:00	～	17:00	参加者懇親会
4月26日(土)	10:55			スタート予告信号
5月1日(木)	17:30	～	19:30	表彰式・村民交流会 (於：小笠原村船客待合所)

6. レース旗 [DP] [NP]

6.1 レース旗はJSAFレース旗とする。

6.2 レース旗はレース中、下辺がデッキより1.5m以上の高さになるようにバックステイまたはスターンに設置されるポール類、それができない場合にはスターボード側サイドステイに掲揚すること。

6.3 レースをリタイアした場合には直ちにこの旗を降ろさなければならない。

7. レースコースと公式距離

7.1 コース

神奈川県三浦市 網代崎灯浮標付近⇒東京都小笠原村 父島二見湾

7.2 公式距離 500マイル

7.3 コースを短縮することはない(RRS32の変更)

7.4 コースのレグを変更することはない(RRS33の変更)

7.5 西島と兄島の間を帆走してはならない。

8. チェックイン及び参加確認

参加艇は4月26日(土)9:30～10:30の間に、OSR4.26、4.27に従ったトライスルまたはラフを50%以上リーフしたメインセールと、ストームジブを装備し、L旗を掲揚したスタート本部船を船首方向から時計回りで通過し、乗員数およびライフジ

ジャケット着用とレース参加確認を受けること。

9. スタート [DP] [NP]

- 9.1 スタート 2025年4月26日(土)10:55 予告信号
- 9.2 レースはRRS26 を用いて全艇一斉にスタートさせる。
- 9.3 予告信号時のクラス旗は旧NORCのエンサインを使用する。
- 9.4 スタート海面は、網代崎灯浮標付近とし、スタート後、網代崎灯浮標を左に見て通過すること。
- 9.5 レース開始を艇に注意喚起するため、予告信号を発する最低5分以前に、運営艇（JSAFエンサイン掲揚）に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 9.6 スタートラインは、スターボードエンドに停泊するレース運営艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートエンドのスタート・マークのコース側の間とする。
- 9.7 個別のリコールがあった場合、該当する艇名をレース委員会がVHF71CHにて同報する場合がある。(RRS29.1への追加)ただし、これはあくまでサービスであり、送信できなかったなど不手際があったとしても救済の対象とはならない。
- 9.8 全艇がスタートするか、スタート信号から10分後のいずれか早い時間でスタートラインは撤去される。

10. レイトスタート

- 10.1 スタート信号から10分後までの間にスタートできなかった艇は、その理由についてレース委員会が正当と認めた場合にのみ正規のスタート時から24時間以内に12.2のレイトスタートラインを横切ればスタートしたとみなされる。その場合、その艇の所要時間は正規のスタート時から計算される。
- 10.2 レイトスタートのスタートラインは、網代崎灯浮標から270度の見通し線上とし、自ら同浮標を90度に見た通過時間を記録しレース委員会に報告すること。

11. フィニッシュ [DP] [NP]

- 11.1 フィニッシュ・ラインは、小笠原村父島「NO.3浮標」の付近に設置する。
マークの種類及び夜間の措置、フィニッシュラインのおおよその位置など詳細は艇長会議にて通知する。
- 11.2 フィニッシュする艇はフィニッシュの約2時間前に、レース本部を呼び出し、フィニッシュの見込み時刻を連絡すること。
- 11.3 フィニッシュが夜間になった場合には、フィニッシュの際に自艇のセールナンバーをフラッシュライトで照射すること。
- 11.4 艇は自らのフィニッシュ時刻を記録しレース本部にレース報告書と共に報告すること。

12. タイムリミット

タイムリミットは、設けない。

13. ペナルティー方式

- 13.1 自らルール違反をしたかもしれないと認める場合のペナルティーは、夜間（海上衝突予防法が適用される間）は、RRS44.3(a)(b)にもとづく黄色い旗をインシデント後最初の妥当な機会からフィニッシュまで掲げ、そのペナルティーは『2回転ペナルティ』及び『得点ペナルティ』に代わり所要時間に1%を加えるタイムペナルティーとする。
- 13.2 艇が、レース公示（NoR）12.2に該当する場合は、OCSにかえて艇のスタート・ペナルティは、艇の所要タイムに2%を追加する。
- 13.3 抗議にもとづきプロテスト委員会がルールに違反したと認定した場合は、失格（DSQ）に代わりRRS第2章の違反は所要時間に3%を加えるタイムペナルティとし、その他の違反についてはプロテスト委員会の裁量によるペナルティーをとることが出来る。

14. 審問要求と救済要求

- 14.1 審問要求書はJSAFルール委員会のWebサイトで入手できる。
- 14.2 審問要求はレース中または自艇フィニッシュ後8時間またはリタイア後24時間以内に、レース本部に伝えなければならない。
- 14.3 抗議に関わる通告は、抗議受付後なるべく早く、公式掲示板に掲示する。審問はレース中も含め全てWebとしそれぞれ抗議書が受付された順に始める。
- 14.4 レース結果に対する救済の要求はレース結果が公式Webサイトに掲示されて24時間以内とする。

15. 安全規定 [DP]

- 15.1 全乗員は離岸から着岸までの間、有効な浮力を有するライフジャケット（外洋特別規定2024-2025の第5章01.1に規定）を着用しなければならない。
- 15.2 膨張式ライフジャケット等安全備品については、緊急時に有効に稼働させるため、機能確認を適時行うこと。
- 15.3 エンジンの使用
落水者救助、遭難艇（船舶）救助、他の船舶との衝突回避（緊急避難）、離礁その他の緊急かつ切迫した事態に対処するためにエンジンを使用することができる。（RRS 42.3(i)参照）
但し、エンジンを使用した場合には、その状況（使用した目的・時間・場所等）について、フィニッシュ後レース委員会に速やかに報告しなければならない。

15.4 緊急避難

15.4.1 悪天候を避けるため、傷病人の上陸のため、艇の修理のために、なるべく早い機会にレース委員会に通知した上で、エンジンを使用して港湾内や島影に進入着岸係留しても良い。レースを中断した緯度経度・時刻及びレースを再開した緯度経度（中断位置と整合性を取ること）・時刻をフィニッシュ後にレース委員会に速やかに報告しなければならない。

これは RRS45 を変更している。

15.4.2 いったん艇から降りた乗員は係留の為に一時降りる場合を除き、その後のレースに参加することはできない。

これは RRS45 を変更している。

15.4.3 避難後レースを再開する場合は中断した位置に戻りレースを再開しなければならない。

15.4.4 これに要した時間は、レース所要時間に加算される。

16. スタートしない場合、リタイアする場合の義務 [DP]

16.1 スタートしない艇およびリタイアする艇は、レース本部まで直ちに連絡しなければならない。

16.2 連絡は必ず艇の責任者もしくは相応の者が行き、艇以外の第三者に伝言を託してはならない。

16.3 リタイアした艇は、最初の停泊地に係船するまで、レース本部との通信／通話が可能な状態を維持すること。

16.4 リタイアした艇は、最初の停泊地に係船後、速やかにレース本部に帰着連絡すること。

17. 乗員の変更 [DP]

参加申し込み後の乗員の変更については、原則として、4月26日（土）08:00までにメールにてレース本部に提出すること。

18. 自動位置通知装置（以下、トラッキングシステム） [DP] [NP]

18.1 トラッキングシステム一式は、レース委員会より貸与される。レース中はトラッキングシステムを機器の受け渡し時に指定された方法で設置し、動作状態にしておかなければならない。

18.2 トラッキングシステム装置はフィニッシュ後8時間以内にレース本部に返却しなければならない。

18.3 レース中、トラッキングシステムに破損等を生じた場合は、すみやかに衛星電話などの方法でレース委員会に連絡をしなければならない。

19. インспекション [DP] [NP]

19.1 2025年4月24日(木)~25日(金)の間、油壺湾周辺の各泊地で行う。

ただし、各艇の希望と検査委員のスケジュールが合えば4月1日以降、任意の日時で受検できる。(公示参照)

19.2 レース委員会は、フィニッシュ後に全艇又は任意に選択した艇に対して行う事がある。

この時、艇長または責任者を含む2名以上が立ち会わなければならない。

20. 参加艇の広告 [DP] [NP]

参加艇が独自に広告を個人用装備や艇または艇にある物に表示しようとする場合、World Sailing 広告規定 20.3 の規定に従っていること。

21. 運営艇

21.1 スタート側

本部船含め詳細は、艇長会議にて通知する。

21.2 フィニッシュ側

原則として、レース運営艇は無しとする。

22. 支援艇 [DP]

22.1 支援艇の使用については予めレース委員会に申告しなければならない。

22.2 支援の対象となるレース艇がレース中である間、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。

22.3 支援艇はレース中の艇を妨害してはならない。

23. 無線通信 [DP] [NP]

23.1 ロールコール

ロールコールは「小笠原ヨットレース 2025 通信規定」により行う。

23.2 衛星電話

(1) レース中、衛星電話は、常に送受信ができるようにしておくこと。

(2) レース中、衛星電話の1台に破損等を生じた場合には、すみやかにレース本部に連絡をしなければならない。

23.3 通信の制限

レース中の艇は、いかなる通信の制限は行わない。

これは RRS41 を変更している。

23.4 緊急時無線

その他緊急時の外部との通信／通話はその装置、手段、内容について制限しない。

24. 提出文書 [DP] [NP]

24.1 帰着申告書類の提出義務

帰着申告として所定のレース報告書に必要事項を記入し、艇長署名の上、フィニッシュ後 8 時間以内に、レース本部に提出しなければならない。

帰着申告書類は、艇長会議にて配付する。

24.2 リタイア艇の文書提出

リタイア艇は、SI16 の規定に沿って義務を果たすとともに、所定のレース報告書および航跡図に必要事項を記入し、艇長署名の上可能な限り速やかにレース本部に提出しなければならない。提出が困難な場合にはメールでの提出を受け付ける。

25. リスクステートメント（責任の所在）

25.1 RRS 基本規則 3 には、「レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定は、その艇のみになる。」とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングに内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。

これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡リスクである。

25.2 オーナーは、船体、スパー、リギン、セールおよびその他全ての備品を確実に装備し、また安全備品が適正に維持格納され、それらの使用方法と置き場所を全ての乗組員に熟知させる責任がある。

25.3 外洋特別規定およびその他の JSAF が定める外洋レースに関わる特別規定の制定、適用、およびこれらの諸規定に基づく検査の実施はオーナーが自艇の安全の確保の一助に供するものであって、安全を保障したりオーナーの責任を肩代わりするものではない。

25.4 乗員は、自己の責任において自身の安全を確保し、落水等のないよう努め、かつ、艇と全乗員の安全の確保に努める責任がある。

25.5 乗員は、荒天の海にも耐え得る精神力と体力を養い、かつ、操艇または作業ができるよう技術を磨き、また全ての装備および安全備品の使用方法と置場所を熟知

するよう努める責任がある。

25.6 いずれの艇に乗るか、またレースに参加するか否かは全てその個人の責任のみで決定される。

25.7 オーナーおよび艇長は上記内容を乗組員全員に周知徹底させる責任がある。

25.8 レース委員会は不相当と認めた艇、及び艇長・乗員の参加を拒否することができる。

26. レース本部

(1) 三崎側

期間：4月25日（金）15:00～4月26日（土）16:00

場所：三浦市小網代ヨットクラブ内

(2) 小笠原側

期間：4月26日（土）16:00 ～ 5月1日（木）14:00

場所：小笠原村父島字東町民宿「なぎ屋」内

27. 緊急救助体制

27.1 各艇からの情報および気象・海象の状況等から判断して、遭難の恐れがあると考えられる場合には、レース本部（実行委員会）は当該艇の緊急連絡先に連絡・協議の上、海上保安庁に捜索の要請を行うことがある。

緊急時における海上保安庁関係機関の連絡先

海上保安庁	118
第三管区海上保安本部	045-211-1118
同 警備救難緊急	045-663-4999
横浜海上保安部	045-641-4999
横須賀海上保安部	0468-61-4999
小笠原海上保安署	04998-2-7118

28. 問い合わせ

問い合わせ、質問はEメールにて実行委員会に連絡すること。

実行委員会問合せメールアドレス：contact@ogasawararace.jp

(1)艇名・質問者氏名・日付を明記し、出来るだけ箇条書きにて問い合わせること。

(2)質問内容と回答は各艇連絡責任者に、Eメールにて開示することがある。

以上

裁量ペナルティー(DP)ガイドライン

1. 一般

プロテスト委員が違反に対する適切なペナルティを決定する裁量権を持つ場合、ペナルティは 0 ポイントから DNE までの範囲になります。ペナルティを決定する際、プロテスト委員はこの文書に従います。

裁量ペナルティは、標準的なペナルティを列挙しただけのものではありません。ペナルティは、一貫性を保ちながら、正当な理由に応じて調整する必要があります。全体的な考え方としては、特定の違反に対して基本ペナルティを設定し、状況に応じてペナルティを増減することである。

推奨される基本ペナルティは、添付の2つの表に記載されています。これらは、一般的な特定の違反に対する基本範囲と、特定の違反が記載されていない場合に使用される一般的な質問に対する回答を示しています。特定の違反に対してペナルティの範囲が提案されている場合は、一般的な質問を使用して、特定の違反に対する範囲を決定します。

2. ペナルティバンド

ペナルティは 4つのバンドに分けられ、その中点は通常の基本ペナルティです：

- (a) バンド 1 - 0-10% (中点 5%)
- (b) バンド 2 - 10-30% (中点 20%)
- (c) バンド 3 - 30-70% (中点 50%)
- (d) バンド 4 - DSQ / DNE (初期値 DSQ)

まず、以下の表を使用して適用されるバンドを見つけます。「基本ペナルティ」がバンドの中点だと考えてください。次に、バンド内のペナルティを増加または減少させる理由があるかどうか、またはバンドを変更するかどうかを判断します。

3. 特定の違反に対する基本ペナルティバンド

一般的に、基本ペナルティはバンドの中間点になります。

特定の違反がリストされていない場合、またはバンドの範囲が提案されている場合は、次の表に進みます。

特定の違反に対して裁量によるペナルティが認められていることを確認してください。

安全性

・ リタイア報告の要件を満たしてなかった場合 (通知しない、フォームに記入しない、抗議期限より遅くフォームに記入する、出艇または帰着の報告をしない)	1
・ 不遵守により捜索救助が開始された場合	4
・ 停泊： ボートは指定された場所にいないが、OA に通知されている	1
・ 停泊： ボートが OA に速やかに通知しなかった場合	2

・ 商業交通を避けなかった	4
・ レース以外の期間、ライフジャケットを不必要に長時間着用しなかった	1-4
行動規範	
・ OA からの正当な要求に従わない	2-4
・ 指示に従わなかったり、適切な注意を払わなかったり、妨害したりすること	1-4
離岸	
・ 陸上に留まるよう指示に従わない場合	1-4
装備の検査	
・ 指示に従わない場合 - 正当な理由または正当性があった	1
・ 指示に従わない - 正当な理由や正当性がない	3
乗員または装備の交換	
・ 指示に従わない場合 - 正当な理由または正当性があった	1
・ 指示に従わない - 正当な理由や正当性がない	3
・ 乗組員や装備を不適合な乗組員や装備と交換した	4
トラッキング装置	
・ 必要に応じて、または出艇・帰着申告において、装置の回収または返却をしなかった	1
・ 設置されていないか、または設置説明書に従っていないか	3
・ 装置は設置されていたが、その機能が妨害されていた	4
ゴミの投棄	
・ 故意のゴミの投棄	1-4

4. 一般的な質問とその他の違反に対する基本罰則バンド

上記の表に特定の違反がない場合、または上記の表が複数のバンドを示している場合に使用します。

違反により安全性が損なわれる可能性はありますか？

・ いいえ	1
・ 可能性はあるが確かではない	2-3
・ はい	4

艇はレースでの優位性を獲得していないことを証明できますか？

・ はい、有利になることはありません	1
・ いいえ、利点がある可能性はあるが確実ではない	2-3
・ いいえ、一定の利点があります	4

この違反行為はセーリング・スポーツの評判を落とすことになるだろうか？

(注： プロテスト委員がスポーツの評判が下がった可能性があるかと判断した場合、特に他の規則がない場合には、RRS 69 に基づき措置を検討する必要があります。)

・ いいえ	1
・ 可能性はあるが確かではない	2-3
・ はい	4

違反により損害や傷害が発生する可能性はありますか？

・ いいえ	1
・ 可能性はあるが確かではない	2-3
・ はい	4

5. バンド内またはバンド間でのペナルティの減少または増加

これらの質問に肯定的に答えると、ペナルティーが軽減されます。

- ・ 違反は偶発的なものだったか？
- ・ 違反には正当な理由または正当性がありましたか？
- ・ 違反は他のレース艇によって報告されましたか？
- ・ 船の乗組員やサポートチーム以外の誰かが侵入に関与しましたか？

これらの質問に肯定的な答えをすると、ペナルティーが加算されます。

- ・ 違反は繰り返されましたか？
- ・ 違反は誤判断や不注意によるものではなく、意図的なものだったか？
- ・ 迷惑をかけられた人はいましたか？

プロテスト委員は、ペナルティーを減らすか増やすかを決定するために他の質問を使用する場合があります。

6. ペナルティの計算

ペナルティを計算して適用するには：

- ・ 裁量ペナルティは、艇のレーススコアをリタイアまたは失格より悪くなることはない。
- ・ パーセンテージのペナルティは、小数点第 1 位まで計算されます (0.05 は切り上げられます)。

プロテスト委員長

稲葉俊彦